

## ○大田区防犯灯設置助成金交付要綱

昭和59年 5 月 7 日

土管発第521号区長決定

改正 平成 5 年 4 月 1 日土管発第722号部長決定

平成11年 4 月 1 日土管発第429号部長決定

平成11年12月10日土管発第254号部長決定

平成23年 7 月15日23ま調発第10273号部長決定

平成27年 3 月26日26ま調灯発第10053号部長決定

平成27年 6 月16日27ま調灯発第10007号部長決定

平成29年 3 月22日28ま調灯発第10083号部長決定

平成30年 3 月27日29ま調灯発第10071号部長決定

平成31年 3 月22日30ま調灯発第10082号部長決定

令和 2 年 3 月30日31ま調灯発第10148号部長決定

令和 3 年 3 月22日 2 ま調発第12342号部長決定

令和 5 年 2 月14日 4 ま調灯発第10139号部長決定

令和 8 年 3 月12日 7 ま調発第14302号部長決定

令和 8 年 7 月16日 8 ま調発第11387号区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、大田区内の私道における防犯灯の整備促進のため、予算の範囲内で設置費助成を行い、防犯灯の効用を十分に発揮することにより、区民の生活環境の整備を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び区が管理の権原を有する道路以外の道路で、敷地が私有地で現に一般交通の用に供されている道路のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) 防犯灯 交通の安全及び防犯上の目的をもって私道を照明するために、私道上に設置された蛍光灯又はLED灯をいい、管理者が原則として大田区自治会連合会に加入している自治会・町会であるものをいう。（以下「自治会・町会」という。）

### (助成金の交付要件)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付対象となる防犯灯の設置工事（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 私道の幅員が1.5メートル以上のものであること。
- (2) 私道の両端が公道又は一端が公道若しくは幅員1.5メートル以上の私道に連絡しているものであること。

- (3) 私道の延長が原則として約20メートル以上で、それを利用することができるものが2戸以上あること。
  - (4) 周囲の防犯灯等との設置間隔が原則として約20メートル以上あること。
  - (5) 当該年度内に設置工事と現場検査を完了すること。
  - (6) 蛍光灯からLED灯への取替え、既設LED灯（設置後原則10年程度経過したもので、故障等により修理が困難なものに限る。）の更新、又はLED灯の新設であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めたときは、助成事業とするものとする。

（設置の基準）

第4条 防犯灯の設置及び維持管理は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 照明器具の高さは、4.5メートルを標準とする。
- (2) 設置は、電柱へ共架（共架型）又は専用のポールへ取り付ける（ポール型）方法で行う。
- (3) 金属製の標示板を貼付する。
- (4) 点灯は自動点滅式とする。
- (5) 光源は消費電力FL20W相当以上とする。
- (6) 助成事業後の維持管理及び設置場所変更等は自治会・町会が行うものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別に定める標準工事費により算出した額とそれに係る消費税等相当額の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、防犯灯の設置工事に要した費用が、別に定める標準工事費により算出した額とそれに係る消費税等相当額の合計額より少額の場合には、その設置工事に要した費用を助成金の額とする。

（助成金の交付申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として自治会・町会の役員とし、助成事業に着手する前に防犯灯設置助成金交付申請書（別記第1号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請をする場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防犯灯設置に係る周知状況報告書（別記第2号様式）
- (2) 土地使用承諾書（別記第3号様式。ポール型新設の場合のみ）
- (3) 防犯灯設置助成工事設計調書（別記第5号様式）
- (4) 申請箇所詳細図
- (5) その他区長が必要と認める書類

- 3 申請者は、第1項の申請を取り下げようとするときは、取下及び撤回届（別記第10号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、審査の上助成金交付の可否を決定し、防犯灯設置助成金交付決定通知書(別記第6号様式)又は防犯灯設置助成金不交付決定通知書(別記第7号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、適正な助成金の交付を行うため必要があるときは、修正を加え、又は条件を付して助成金の交付を決定するものとする。

(申請の撤回)

第8条 区長は、前条第1項の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

が、当該決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の撤回を行うときは、取下及び撤回届を区長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、助成金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、防犯灯設置助成金交付決定取消通知書(別記第8号様式)又は防犯灯設置助成金交付決定変更通知書(別記第9号様式)により助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天変地異その他助成金の交付の決定後生じた事情により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 交付決定者が助成事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき(交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。))。

(3) 交付決定者が助成事業に要する経費(助成金によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。))。

2 前項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずるものとする。

(変更の申請)

第10条 交付決定者は、第6条第1項及び第2項に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、設計変更協議書(別記第11号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければ

ならない。

（事故報告）

第11条 交付決定者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書（別記第12号様式）により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、必要があると認めるときはその処理について適切な指示をするものとする。

（紛争の解決）

第11条の2 助成金の交付を受けた自治会・町会は、防犯灯の設置若しくは維持管理につき、第三者との間に紛争が生じたときは、自らの責任において誠実に解決にあたるものとする。

（状況報告等）

第12条 区長は、助成事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、交付決定者に助成事業の遂行の状況に関し報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、交付決定者にその処理について適切な指示をするものとする。

（遂行命令等）

第13条 区長は、交付決定者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、助成事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、交付決定を受けた者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

（完了届の提出）

第14条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、防犯灯設置工事完了届（別記第13号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）防犯灯設置助成工事精算書（別記第14号様式）

（2）工事写真帳（A4版）

（3）防犯灯設置工事金額の内訳がわかる書類

（助成金の交付額の確定等）

第15条 区長は、前条の規定による完了届を受けたときは、工事について現場検査の上交付すべき助成金の額を確定し、防犯灯設置助成金交付額確定通知書（別記第15号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の通知書を受けた場合は、前項の通知を受けた日から14日以内に請求書（別記第16号様式）を、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに、助成金を交付するものとする。

4 第1項の通知書を受けた者は、委任状（別記第16号様式）をもって、防犯灯設置助成金の受領に関する代理人を定めることができる。

（是正のための措置）

第16条 区長は、前条第1項の規定による現場検査の結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 第14条の規定は、前項の命令により交付決定者が必要な措置をした場合について準用する。

（決定の取消し）

第17条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽り或其他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

（2） 助成金を他の用途に使用したとき。

（3） その他交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、防犯灯設置助成金交付決定取消通知書により交付決定者に通知する。

（助成金の返還）

第18条 区長は、既に助成金を交付した者（以下「交付者」という。）に対して前条第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、防犯灯設置助成金返還通知書（別記第17号様式）により通知し、期限を定めてその全部又は一部の助成金の返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第19条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、交付者に対してその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、交付者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

（違約加算金の計算）

第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（他の助成金等の一時停止等）

第22条 助成金の返還を命じられた交付者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して他の交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第23条 交付者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（委任）

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する申請を行った者については、同日後もなおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年12月10日から施行する。

付 則（平成23年7月15日23ま調発第10273号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成27年3月26日23ま調発第10053号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、平成27年4月1日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（平成27年6月16日27ま調灯発第10007号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成29年3月22日28ま調灯発第10083号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月27日29ま調灯発第10071号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月22日30ま調灯発第10082号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（令和2年3月30日31ま調灯発第10148号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月22日2ま調発第12342号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則（令和5年2月14日4ま調灯発第10139号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する申請を行った者については、同日後もなおその効力を有する。

付 則（令和8年3月12日7ま調発第14302号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（令和8年7月16日8ま調発第11387号）

- 1 この要綱は、令和8年7月22日から施行する。改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

#### 別記

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式 削除

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第7条関係）

第7号様式（第7条関係）

第8号様式（第9条、第17条関係）

第9号様式（第9条関係）

第10号様式（第6条・第8条条関係）

第11号様式（第10条関係）

第12号様式（第11条関係）

第13号様式（第14条関係）

第14号様式（第14条関係）

第15号様式（第15条関係）

第16号様式（第15条関係）

第17号様式（第18条関係）